平成２６年（フ）第１６８号
山形県天童市長岡北２丁目１番15号　コーポ高橋　１号、開始決定時の住所山形県天童市大字蔵増2026番地１
破産者　後藤　利和
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
山形市あこや町２丁目２番13号　ＹＭＯあこやＡ101号、開始決定時の住所山形県天童市五日町２丁目１番19号
破産者　後藤　文彦
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
山形県東根市大字沼沢2734番地の127
破産者　奥山　幹夫
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２７号
富山市金代48番地１、前住所富山市水橋大町530番地
破産者　有澤　清和
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８号
富山市金代48番地１、前住所富山市水橋大町530番地
破産者　有澤　光子
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３５号
岐阜県各務原市川島緑町１丁目15番地（Ｗパークプレイス205）
破産者　神山　　正
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９７号
静岡県浜松市西区舞阪町長十新田173番地の３
破産者　鈴木　三博
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
愛知県北名古屋市鹿田東蒲屋敷577番地１　コーポ東蒲　102号
破産者　北野ユキ子
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９６２号
名古屋市天白区植田南２丁目115番地　日映マンションⅡ　３Ｂ、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西304号
破産者　嶋田　祐樹
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２号
愛知県半田市青山６丁目20番地の８　サンライフ青山107号、従前の住所愛知県半田市平地町１丁目201番地
破産者　永谷　直起
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９号
名古屋市緑区水広３丁目306番地　グランソレイユ水広402号
破産者　佐野　好平
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７号
愛知県常滑市市場町５丁目54番地、開始決定時の住所愛知県常滑市市場町２丁目62番地
破産者　伊藤美代子
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８８号
名古屋市緑区乗鞍２丁目1606番地の１
破産者　有田佳代子
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３９号
愛知県瀬戸市上本町403番地、従前の住所愛知県瀬戸市五位塚町11番地の559
破産者　加藤　仁士
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０５号
名古屋市緑区桶狭間切戸1606番地　モツレ・ロクス有松102号
破産者　久田　博司
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１号
京都府福知山市字前田1361番地の７、開始決定時の住所京都府福知山市岩井新町81番地　ユーミー片山201号
破産者　大塚　恵美（旧姓久須美）
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第３８３９号
大阪府八尾市栄町１－１－24－201、申立時の住所大阪府八尾市南本町１丁目６番11号
破産者　稲穂　欣哉
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９７号
大阪府豊能郡能勢町宿野289－42、住民票上の住所兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目５番36－207号
破産者　瀬川一七子
１　決定年月日　平成27年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部